

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	製造所等の完成検査前検査		
根拠法令及び条項	消防法第11条の2第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) (危険物の貯蔵・取扱いの制限等) 消防法第10条第4項 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。  消防法第10条第4項の技術上の基準に適合していること。 消防法第10条第4項の技術上の基準については、「危険物の規制に関する政令」、「危険物の規制に関する規則」及び「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」の関係規定並びに別紙の通知による。		
審査基準 設定年月日	平成27年 2 月 1 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請があった日の翌日から起算して5日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年 2 月 1 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	消防局 予防課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

## 別紙

- ・移動タンク貯蔵所の規制について（昭和37年自12月4日付け消丙予発第131号）
- ・移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する運用指針について（昭和48年3月12日付け消防予第45号）
- ・危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について（昭和52年3月30日付け消防危第56号）
- ・杭又はリングを用いた特定屋外貯蔵タンクの基礎及び地盤に関する運用基準について（昭和57年2月22日付け消防危第17号）
- ・製造所及び一般取扱所における危険物を取り扱うタンクの範囲について（昭和58年3月9日付け消防危第21号）
- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について（昭和59年7月13日付け消防危第72号）
- ・岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の規制に関する運用基準等について（昭和62年5月19日付け消防危第39号）
- ・海上タンクに係る屋外タンク貯蔵所の規制に関する運用基準について（平成元年4月10日付け消防危第33号）
- ・積載式移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について（平成2年6月28日付け消防危第76号）
- ・鋼製二重殻タンクに係る規定の運用について（平成3年4月30日付け消防危第37号）
- ・積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準について（平成4年6月18日付け消防危第54号）
- ・国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準について（平成4年6月18日付け消防危第53号）
- ・強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について（平成5年9月2日付け消防危第66号）
- ・その他施行通知等